

- 文 件 名 : 市场监管总局关于《关于平台经济领域的反垄断指南(征求意见稿)》公开征求意见的公告
- 文 号 :
- 发布日期 : 2020 年 11 月 10 日
- 施行日期 :
- 链 接 : http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202011/t20201109_323234.html

主要内容

主要内容 :

第三章 滥用市场支配地位行为

第十二条 不公平价格行为

第十三条 低于成本销售

具有市场支配地位的平台经营者,可能滥用市场支配地位,没有正当理由,以低于成本的价格销售商品,排除、限制市场竞争。

分析是否构成低于成本销售,一般重点考虑平台经营者是否以低于成本的价格排挤具有竞争关系的其他平台经营者,以及是否在将其他平台经营者排挤出市场后,将价格提高并不当获利等情况。

在计算成本时,一般需要综合考虑平台涉及多边市场中各相关市场之间的成本关联情况。

平台经营者低于成本销售可能具有以下正当理由 :

- (一) 在合理期限内为发展平台内其他业务 ;
- (二) 在合理期限内为促进新商品进入市场 ;
- (三) 能够证明行为具有正当性的其他理由。

第十四条 拒绝交易

第十五条 限定交易

第十六条 搭售或者附加不合理交易条件

第十七条 差别待遇

具有市场支配地位的平台经济领域经营者,可能滥用市场支配地位,无正当理由对交易条件相同的交易相对人实施差别待遇,排除、限制市场竞争。分析是否构成差别待遇,可以考虑以下因素 :

(一) 基于大数据和算法,根据交易相对人的支付能力、消费偏好、使用习惯等,实行差异性交易价格或者其他交易条件 ;

(二) 基于大数据和算法,对新老交易相对人实行差异性交易价格或者其他交易条件 ;

(三) 实行差异性标准、规则、算法 ;

(四) 实行差异性付款条件和交易方式。

条件相同是指交易相对人之间在交易安全、交易成本、信用状况、所处交易环节、交易持续时间等方面

不存在实质性影响交易的差别。平台在交易中获取的交易相对人的隐私信息、交易历史、个体偏好、消费习惯等方面存在的差异不影响认定交易相对人条件相同。

平台经济领域经营者实施差别待遇行为可能具有以下正当理由：

- （一）根据交易相对人实际需求且符合正当的交易习惯和行业惯例，实行不同交易条件；
- （二）针对新用户的首次交易在合理期限内开展的优惠活动；
- （三）基于平台公平、合理、无歧视的规则实施的随机性交易；
- （四）能够证明行为具有正当性的其他理由。

第四章 经营者集中

第十八条 申报标准

涉及协议控制（VIE）架构的经营者集中，属于经营者集中反垄断审查范围。经营者集中达到国务院规定的申报标准的，经营者应当事先向国务院反垄断执法机构申报，未申报的不得实施集中。

- **書名**：市場監督管理総局の《プラットフォームの経済領域における独占禁止行為の指針（意見募集）》に関するパブリックコメントの募集の公告
- **文書番号**：
- **公布日時**：2020 年 11 月 10 日
- **施行日時**：
- **リンク**：http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202011/t20201109_323234.html

内容

第三章 市場における支配的地位の濫用

第十二条 不公正な価格行為

第十三条 原価割れによる価格行為

市場で支配的地位にあるプラットフォームの事業者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売し、市場競争を排除または制限する可能性がある。

原価割れによる販売行為か否かの判断は、一般的にはそのプラットフォームの事業者が原価割れ販売により、競合相手となるプラットフォームの事業者を排除やその他のプラットフォームの事業者の新規参入を阻害し、価格の引き上げや不当な利得を得ている等の状況の有無を重点的に考慮する。

プラットフォームの事業者が原価割れ販売を行う正当な理由として以下のものが挙げられる。

- （一）プラットフォーム内のその他業務の発展のために、合理的な期間内で行われるもの
- （二）新商品の発売のために、合理的な期間内で行われるもの
- （三）その他に原価割れ販売の行為の正当性が証明できる事由

第十四条 取引拒絶

第十五条 取引制限

第十六条 抱き合わせ販売または不当な取引条件

第十七条 差別的待遇

市場で支配的地位にあるプラットフォームの事業者は、その支配的地位を濫用し、正当な理由なく、同じ取引条件にある取引先に対して差別的な待遇を行うことにより、市場競争を排除または制限する可能性がある。差別的待遇であるか否かの判断には、次に掲げる要素を考慮する。

- （一）ビッグデータ解析に基づいて、取引相手の支払い能力、消費傾向、使用習慣などに応じて、異なる取引額またはその他取引条件の行使すること
- （二）ビッグデータ解析に基づいて、新旧の取引先に対して、異なる取引額またはその他取引条件の行使すること
- （三）差別的な基準、規則、アルゴリズムを行使すること

（四）差別的な支払い条件と取引方法を行行使すること

取引条件が同じであるとは、取引相手との間での取引の安全性、取引コスト、信用状況、その取引環境、取引持続期間などに関して、取引に実質的な影響を与える相違がないことを指す。プラットフォームでの取引によって得た取引相手の個人情報、取引実績、個人的嗜好、消費習慣などにおける相違は、取引条件の相違の判定に影響しないものとする。

プラットフォーム経済領域の事業者の実施する差別的待遇の正当な理由として次のものが挙げられる。

- （一）取引相手の需要に基づくもので、正当な取引習慣と業界の慣例に従って実施される取引条件
- （二）新規ユーザーに対して、合理的な期間内で展開されるプロモーション
- （三）プラットフォームの公平性、合理性、無差別の規則に基づいて実施されるランダム取引
- （四）その他差別的待遇の正当性が証明できる事由

第四章 企業結合

第十八条 届出基準

契約支配方（VIE）ストラクチャーの企業の結合に関与し、企業結合の独占禁止法の審査範囲に属するもの。企業結合が国务院の規定する届出基準に達した場合、事業者は事前に国务院独占禁止法の法執行機関に対して届け出を提出しなければならず、提出前に企業結合を実施してはならない。